

第3回 磐田市廃棄物減量化等推進審議会次第

日時：令和2年3月16日（月）午前10時30分～

会場：磐田市クリーンセンター2階研修室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

(1) 令和2年度一般廃棄物処理実施計画（案）について

資料1

(2) 令和2年度の主な取り組みについて

資料2

4. 報告事項

(1) 令和元年度の取り組みについて

資料3

(2) ごみ分別ガイドブックについて

(3) リサイクルステーションの移転について

資料4

(4) その他

5. 閉 会

令和2年度 磐田市一般廃棄物処理実施計画（案）

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項及び磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第13条に基づき、定めるものである。

1 基本方針

廃棄物の処理計画策定に当たっては、廃棄物処理法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び浄化槽法の趣旨により、廃棄物を衛生的かつ適正に処理するため、以下についてその推進を図り、生活環境を清潔に維持し、公衆衛生の向上と市民の福祉増進に努めるものとする。

- (1) 廃棄物の収集体制の確立
- (2) 清掃作業の効率的運営
- (3) 廃棄物の減量化・再資源化
- (4) 清掃思想の普及

2 計画期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日

3 計画区域 磐田市全域

4 一般廃棄物の排出量見込み

(1) 磐田市における令和2年度の一般廃棄物の排出量見込みは、次のとおりとする。

排出量見込み	排出量	内 訳		
		可燃ごみ	資源にするごみ	埋立ごみ
定期収集ごみ量	27,560 t	24,000 t	3,230 t	330 t
直接搬入ごみ量	16,780 t	15,500 t	780 t	500 t
資源集団回収量	2,500 t		2,500 t	
合計	(47,600) 46,840 t	(40,300) 39,500 t	(6,460) 6,510 t	(840) 830 t

※（ ）内は前年実績

(2) し尿・浄化槽汚泥排出量見込み

排出量見込み	内 訳	
	し尿	浄化槽汚泥
(29,200) 29,200 kℓ	(4,200) 4,200 kℓ	(25,000) 25,000 kℓ

※（ ）内は前年実績

5 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(1) 市が講ずべき方策

ア 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

- ① 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項その他必要な事項について審議する。

イ ごみの減量・リサイクルの推進

① 令和2年度の新たな取組み

- (a) 家庭から排出される可燃ごみの組成調査を実施し、ごみの減量や資源化を推進する。
- (b) ごみの出し方の説明動画(3ヶ国語)を作製し、転入時等にごみの排出ルールを周知する。
- (c) 事業者向けのパンフレットを作成し、事業者から排出されるごみの適正な分別を周知することにより、事業系ごみの減量・リサイクルを推進する。

② 継続する取組み

- (a) 資源回収の奨励金交付と生ごみ堆肥化容器の設置費補助を行い、家庭から排出されるごみの減量・リサイクルを推進する。
- (b) 3R(リデュース、リユース、リサイクル)活動を行う団体を支援することにより、3R活動の推進と市民の意識を醸成する。
- (c) マイボトルやマイバッグの持参を推進することで、使い捨てプラスチック製品の排出抑制に努める。また、マイバッグ持参キャンペーン実施など、市民団体・事業者・行政が協働してレジ袋の削減に取り組む。
- (d) 施設見学等を実施し、ごみの減量やリサイクルの必要性について啓発するとともに、広報やホームページ等を通じて、ごみの減量やリサイクルに関する情報を随時発信する。
- (e) 広報やごみ分別アプリ等でごみ減量の意識啓発を行うことで、雑がみの資源化や生ごみの水切りを促進する。
- (f) 軽トラ市等のイベントや展示ブースで食品ロス削減等の啓発を行うことで、市民のごみに関する意識の向上を図り、より一層のごみ減量・リサイクルを推進する。
- (g) リサイクルステーションで資源ごみを回収するほか、古紙・古布の拠点回収、パソコン・携帯電話等のBOX回収を実施する。
- (h) クリーンセンターへ搬入される剪定枝等の樹木をチップ化し、資源化を推進する。

ウ ごみの適正処理

- ① 発生するごみの量をできるだけ抑え、再使用、再生利用に取り組んだ上で、排出されるごみについて、適正な収集と処理をするためのルールづくりを進める。
- ② 磐田市クリーンセンターで搬入物調査を実施し、搬入される事業系一般廃棄物の可燃ごみからの紙類・古着の資源化を進めるとともに、排出事業者や収集運搬許可業者に対し可燃ごみへ産業廃棄物が混入されないよう指導を行う。

(2) 市民が講ずべき方策

ア 市が示すごみ出しのルールを遵守し、自治会等が管理しているごみ集積所へ収集日の朝8時までに排出するものとする。

イ 市民は廃棄物の排出削減に努め、再生品の使用等により再利用を図り、再生できるごみは原則、資源ごみとして分別し、廃棄物の減量や適正な処理に関して市の施策に協力するために、以下のことに努めるものとする。

- ① マイバッグを持参し、レジ袋・紙袋を断ることで、ごみの排出抑制に努める。
- ② 簡易包装商品や詰め替え用商品、リターナブル容器入り商品を選択することで、ごみの排出抑制に努める。
- ③ 使い捨てのプラスチック製ストローやペットボトル等の使用を減らすことで、ごみの排出抑制に努める。
- ④ 食材の買い過ぎを防ぎ、食材を使いきる、食べきることで、食品ロスの削減に努める。
- ⑤ 生ごみを排出する時はひとしぼりする等、水分を切るための策を講じることで可燃ごみの削減に努める。
- ⑥ 家庭から排出される古紙（新聞・雑誌・雑がみ・段ボール等）は自治会等で実施する資源回収や回収ステーション等へ排出することで、資源化に努める。
- ⑦ 市が開設するリサイクルステーションを活用し、資源ごみの適正な排出と資源化に努める。
- ⑧ ごみ分別アプリや広報等で市から発信される情報を利用し、適正な排出に努める。

(3) 事業者が講ずべき方策

ア 事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を図り、再生できるごみは原則、資源ごみとして分別し、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関して市の施策に協力する。

- ① 市が作成する事業者向けのパンフレットやホームページ等で市から発信される情報を活用し、ごみの減量や適正処理、資源化に努める。

イ 事業者は、排出者責任、拡大生産者責任を自覚し、事業活動に伴って生じるごみを自らの責任において適正に処理し、使い捨て商品・容器の販売の自粛や包装の簡素化等に努めるものとする。

ウ 再生品の原材料としての利用の促進及び回収体制の整備等、資源化への取り組みを推進するものとする。

6 収集計画

分別して収集する一般廃棄物の種類及び分別区分は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物の種類

事業系一般廃棄物を除く一般廃棄物（以下「家庭ごみ」という。）

(2) 家庭ごみの分別区分と排出方法

家庭ごみ収集カレンダーに定める収集地区毎に収集日を定め、ごみ集積所から収集する。

分別項目	排出方法	収集回数
可燃ごみ	①市指定の可燃ごみ専用袋を使用する。指定袋に入らないごみは指定の大きさに切り、市指定ごみ収集券をごみに貼付する。ただし、硬質プラスチック類は、可燃ごみ専用袋に入る物のみとする。 ②一度に2袋までとする。ただし、剪定枝・草は別に2束又は2袋まで排出可能とする。 ③1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	週2回
空き缶	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 ※スプレー缶は専用のコンテナへ入れる。	月1回
空きびん	無色・茶色・その他の色の3種類に分け、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
ペットボトル	ペットボトル等の空き容器に入れ、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
廃食用油	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
プラスチック製容器包装	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。 ②一度に4袋までとする。	週1回
金物・小型電化製品	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に3袋までかつ1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	月1回
有害ごみ	市指定の不燃ごみ専用袋を使用するか、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。(電池、水銀入り体温計、蛍光灯など)	
埋立ごみ	①指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に2袋まで、かつ1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	

(3) 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物は次の方法により処理するものとする。

ア 注射器等の鋭利な医療廃棄物は医療機関等へ持ち込むものとし、感染性廃棄物として医療機関等が処理を行う。

イ ア以外の非鋭利な医療廃棄物については、感染性等の恐れがある物（内容物や付着物等）を事前に除去し、分別区分に従い、家庭ごみとして処理を行う。

(4) パソコン及び携帯電話（タブレット型端末含む）の処理

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、不要となったパソコンは製造メーカーに回収を依頼、携帯電話は販売店で回収を依頼するほか、公共施設に設置した回収BOXを利用して処理する。

(5) 粗大ごみ等の処理

粗大ごみ等は次の方法により処理するものとする。

ア 市が指定する処理施設へ搬入する。

イ 市の粗大ごみ戸別収集制度を利用する。

7 市が収集しないごみ

ア 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収されるごみ

品目	処理の方法
特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら、又は市の粗大ごみ戸別収集を利用して指定の引取場所に搬入する。
自動車	排出者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、都道府県知事等の登録を受けた業者に引取りを依頼する。
自動二輪車 （原動機付き自転車を含む。）	排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。

イ 処理施設において処理が困難なごみ

プロパンガスボンベ （家庭用カセットボンベを除く。）	排出者はプロパンガス取扱店に相談するか、購入店に引取りを依頼する。
消火器	排出者は、消火器メーカーの自主的取組みである廃消火器リサイクルシステムに基づきメーカーに依頼する。
ガソリン、灯油、オイル（植物油を除く）	排出者は、ガソリンスタンドに処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。

自動車・自動二輪車の解体部品 (タイヤ、ホイール、ドア、燃料タンク等)	排出者は、自動車販売業者、カーショップ、タイヤ専門店、ガソリンスタンド、解体業者等に処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。
バッテリー、ピアノ、太陽光パネル、石膏ボード、農薬などの薬品	排出者は、購入店又はメーカー等に引取りを依頼する。
その他の処理困難物	専門業者又は購入店に引取りを依頼する等の方法により適正に処理するものとする。

8 中間処理計画

ごみ種類ごとの中間処理計画は、次のとおりとする。

(1) 可燃ごみ

ごみ種別	中間処理計画量	資源化計画量	施設名
可燃ごみ	(40,300) 39,500 t	(270) 1,070 t	磐田市クリーンセンター

※ () 内は前年実績

(2) 資源ごみ

ごみ種別	中間処理計画量	資源化計画量	施設名
空きびん	(700) 690 t	(695) 685 t	磐田広域リサイクルセンター
ペットボトル	(170) 170 t	(165) 165 t	
プラスチック製容器包装	(1,500) 1,500 t	(1,490) 1,490 t	中遠広域粗大ごみ処理施設 長沼商事(株)
金物・小型電化製品	(1,250) 1,200 t	(770) 760 t	
有害ごみ			
パソコン・携帯電話			
使い捨てライター			

※ () 内は前年実績

9 最終処分計画

埋立ごみ及び中間処理施設で処理された後に排出される残渣の最終処分計画は、次のとおりとする。

処理対象物	最終処分計画量	施設名
埋立ごみ	(840) 830 t	中遠広域一般廃棄物最終処分場
焼却残渣	(3,950) 2,900 t	
破碎残渣	(310) 270 t	

※ () 内は前年実績

10 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) し尿

ア 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とし、磐田市が直接収集する施設を除くその他の世帯は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者による業者間地域割とする。

イ 収集運搬を行う者とその収集地域

磐田市及び廃棄物処理法第7条第1項の規定により許可した次の一般廃棄物収集運搬業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(有)磐田クリーンサービス	磐田市下岡田358-2	磐田地区（区域割有）
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2	
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2	福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜北区竜南258	豊岡地区

ウ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、できるだけ早期に許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

エ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(2) 浄化槽汚泥

ア 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

イ 収集運搬を行う者とその収集地域

廃棄物処理法第7条第1項の規定により許可した次の一般廃棄物収集運搬業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜北区竜南258	豊岡地区

ウ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、速やかに許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

エ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(3) 浄化槽清掃

ア 清掃区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

イ 清掃を行う者とその清掃地域

廃棄物処理法第7条第1項の規定により許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者であって、浄化槽法第35条第1項の規定により許可した業者とし、清掃する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜北区竜南258	豊岡地区

ウ 清掃の申込み

地域担当清掃業者に各自申し込むものとする。

(4) ごみ

ア 家庭ごみ

① 収集区域

市内全域とする。

② 収集運搬を行う者とその収集地域

磐田市または市から委託された業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
磐田市	磐田市刑部島301	市内全域
磐田広域環境整備事業共同企業体	磐田市小中瀬722	市内全域
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2	磐田地区
(有)磐田クリーンサービス	磐田市下岡田358-2	
(株)磐南クリーン	磐田市堀之内1750-3	福田・竜洋地区
(有)大橋商事	磐田市池田703-1	豊田・豊岡地区

③ 収集運搬方法

委託業者が業務委託契約書にて定められた方法で、公衆衛生に十分配慮し収集運搬するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

ごみの区分	処理主体	処理の方法
可燃ごみ	磐田市クリーンセンター	焼却処理 資源化
空き缶	民間事業者	資源化
空きびん	磐田広域リサイクルセンター	(財)日本容器包装リサイクル協会指定の再商品化事業者（以下、容リ協ルート）により資源化
ペットボトル	磐田広域リサイクルセンター	容リ協ルートにより資源化
廃食用油	民間事業者	資源化
プラスチック製容器包装	中遠広域粗大ごみ処理施設	容リ協ルートにより資源化
金物・小型電化製品	中遠広域粗大ごみ処理施設	資源化
有害ごみ	中遠広域粗大ごみ処理施設	資源化

埋立ごみ	中遠広域一般廃棄物最終処分場	埋立処分
古紙・古布	民間事業者	資源化
粗大ごみ（戸別収集）	磐田市	分別後、各施設へ搬入

イ 事業活動に伴う一般廃棄物

① 収集区域

市内全域とする。

② 収集運搬を行う者

廃棄物処理法第7条第1項の規定により許可した業者とする。

名 称	所 在 地
(株)アドバンス中部サービス	御前崎市宮内248-5
(有)池上産棄クリーン	磐田市高見丘515
(有)大橋商事	磐田市池田703-1
(有)オカダ商店	浜松市南区楊子町1121-8
(株)紙資源リサイクルセンター	富士市蓼原110
(有)久野商店	浜松市南区崩野町219
(有)クリーンオオシバ	磐田市下本郷231-32
(株)コーシンサービス	磐田市笠梅1220-18
(株)三共	浜松市南区田尻町203-1
(株)タマヤ	浜松市南区鶴見町2500-3
東海環境整備(株)	磐田市岩井2037-3
(株)ハシモト	磐田市中泉2640-2
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田358-2
(株)磐南クリーン	磐田市堀之内1750-3
(有)深田商店	磐田市下野部1138-2
富士勝飼料(株)	浜松市北区三方原町2142-5
(株)プラントフード・ニシムラ	袋井市大谷1243-8
丸九環境整備(有)	浜松市南区瓜内町241
(株)ミダック	浜松市東区有玉南町2163
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘226-4
(株)山本エコロジーサービス	浜松市中区神田町758
(有)やまや伊藤商店	磐田市国府台634-1
(株)リサイクルクリーン	浜松市天竜区二俣町二俣41

③ 収集運搬方法

許可を受けた車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

可燃ごみは、磐田市クリーンセンターへ搬入し、焼却するものとする。

⑤ 一般廃棄物処理業者の新規許可

本市及び既存の許可業者による一般廃棄物の処理（収集若しくは運搬又は処分）が困難な状況にはないため、法第7条第5項第1号又は法第7条第10項第1号の規定に基づく、一般廃棄物処理業の新規の許可は行わない。ただし、災害などの事由により一般廃棄物の処理が困難と判断した場合には、この限りではない。

ウ 再生利用されることが確実であると市長が認めた一般廃棄物

① 収集区域

市内全域とする。

② 収集運搬を行う者

廃棄物処理法施行規則第2条第2号の規定により市から収集運搬の指定をされた業者とする。

名 称	所 在 地
(有)丸十産業	磐田市大久保767-25
金井 靖裕（養豚業）	磐田市藤上原533-30
長谷川 正治（養豚業）	磐田市向笠西460-2

③ 収集運搬方法

指定を受けた車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

④ 処理主体

廃棄物処理法施行規則第2条の3第2号の規定により市から一般廃棄物処分業の指定を受けた業者に搬入の上、処理及び処分するものとする。

名 称	所 在 地
(有)丸十産業	磐田市大久保767-25
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘226-4
金井 靖裕（養豚業）	磐田市藤上原533-30
長谷川 正治（養豚業）	磐田市向笠西460-2

エ 自己処理を行う一般廃棄物

一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。）は、廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分するときは、廃棄物処理法施行令第3条の基準に従い処理しなければならない。

オ 多量の一般廃棄物

一時に多量の一般廃棄物を生ずる土地及び建物の占有者は、自ら処理しなければならない。ただし、自ら処理できないときは、その旨を市長に届け出て、その処理方法について指示を受けなければならないものとし、市長は廃棄物の特性に応じ、11(2)で定める施設への持込み等につき指示するものとする。

カ 犬、ねこ等の死体の処理及び処分

犬、ねこ等の死体は、その飼い主又は占有者において自ら処分しなければならない。ただし、自ら処分できないときは、市長にその旨を届け出て、その処理方法について、指示を受けなければならない。犬、ねこ等の死体で市が取り扱うものは、民間施設へ委託し、火葬するものとする。

11 一般廃棄物の処理施設に関する事項

(1) し尿処理施設

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
磐田市衛生プラント	磐田市千手堂 2 0 6 6	し尿 6 kℓ/日, 浄化槽汚泥 9 2 kℓ/日 直接脱水+希釈・下水道放流

(2) ごみ処理施設等

ア 可燃ごみ処理施設

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
磐田市クリーンセンター	磐田市刑部島 3 0 1	1 1 2 t/日×2 炉 (焼却炉) 1 5 t/日×1 炉 (灰溶融炉) ストーカ式焼却炉, プラズマ式灰溶融炉

イ 不燃物処理施設

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
中遠広域粗大ごみ処理施設	磐田市新貝 5 9 - 1	4 9 . 2 t / 5 h せん断式破碎、圧縮・梱包、水銀回収

ウ 不燃物処分場

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
中遠広域一般廃棄物最終処分場	周智郡森町一宮 3 6 0 6 - 3	埋立容量 1 9 9 , 8 0 6 m ³ 準好気性埋立 (セル・サンドイッチ方式)

エ 資源物処理施設

名 称	所 在 地	処理能力
松岡紙業(株)	磐田市西島 5 4 9 - 2	1 1 5 . 1 2 t / 日

オ リサイクル保管施設

名 称	所 在 地	施設能力
磐田広域リサイクルセンター	磐田市小中瀬 7 2 2	保管可能容量 6 5 8 m ³
中遠広域粗大ごみ処理施設	磐田市新貝 5 9 - 1	保管可能容量 1 3 2 m ³

カ 再資源化施設

名 称	所 在 地	再資源化物
産業振興(株) 関東スクラップセンター	磐田市飛平松 2 3 8	缶、金属類
(株)野末商店 稗原工場	磐田市竜洋稗原 6 0 3	
長沼商事(株)	埼玉県所沢市林一丁目 3 0 6 - 7	スプレー缶、使い捨てライター
松岡紙業(株) 磐田営業所	磐田市西島 5 4 9 - 2	古紙類、古布
(有)やまや伊藤商店	磐田市国府台 6 3 4 - 1	
(株)山治紙業 磐田営業所	磐田市駒場 7 1 7 7 - 1	
(株)東海ケミカル	磐田市東平松 1 2 4 8 - 4	廃食用油

(財)日本容器包装 リサイクル協会	東京都港区虎ノ門1丁目14-1 郵政福祉琴平ビル	プラスチック製容器包装 ・(株)グリーンループ(菊川市) ・日本製鉄(株)(北九州市)
		ペットボトル ・鈴与エコプロダクツ(株)(菊川市)
		ガラスびん(無色・茶色・その他の色) ・(有)大原ガラスリサイクル(岩倉市)
(有)武田商店	浜松市中区上浅田一丁目1-5	ガラスびん(リターナブルびん)
中部リサイクル(株)	名古屋市港区昭和町1-8	焼却灰
中央電気工業(株)	茨城県鹿嶋市大字光4	
メルテック(株)	栃木県小山市大字梁2333-29	
三重中央開発(株)	三重県伊賀市予野字鉢屋4713	
ツネイシカムテックス(株)	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250-1	

(3) 廃棄物処理法施行規則第2条の3第2号の規定により市より一般廃棄物処分業の指定を受けた施設

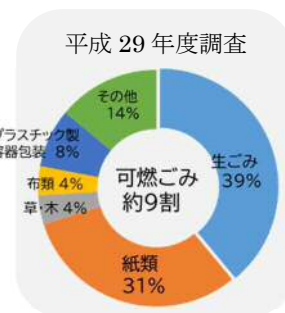
ア 再生活用

名 称	所 在 地	取扱う一般廃棄物の種類
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘226-4 (事業所) 磐田市上神増1021 磐田市塩新田300	剪定枝葉、生木雑草、藁、藁畳、 籾殻、木屑
(有)丸十産業	磐田市大久保767-25	生木、草、竹、根株
金井 靖裕(養豚業)	磐田市藤上原533-30	食品残渣
長谷川 正治(養豚業)	磐田市向笠西460-2	食品残渣

◆ごみの削減に向けた取り組み

可燃ごみの組成調査の実施

家庭ごみの約9割を占める可燃ごみの組成調査によりごみの減量施策を検討する
 可燃ごみに含まれる食品ロスの実態把握と削減目標の設定を行う
 ・生ごみは、調理くず・直接廃棄・食べ残し・その他の項目に分類



取り組み事例コンテストの実施

ご家庭でできる食品ロス削減の取り組み事例の募集、紹介をすることで減量意識の啓発を図る
 募 集：広報いわた、市ホームページ、ごみ分別アプリ等
 審 査：審議会委員や職員による選考
 周知方法：広報いわた、市ホームページ、ごみ分別アプリ、展示コーナー等
 （例：作り過ぎた料理を違う料理に調理して食べきる食品ロス削減メニュー）

◆外国人向けにごみ出しルールの周知

ごみの出し方動画の製作（ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語）

チラシなど紙面では分かりにくいごみ出しのルールを周知する（10分程度）

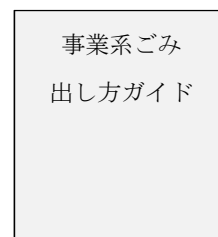
内 容：ごみ出しルール、排出方法、分別方法、指定袋・収集券の使い方等

活用方法：転入時に外国人情報窓口で動画の紹介、自治会やアパート管理会社、磐田国際交流協会、外国人研修生の受入事業所等へDVD提供、市ホームページや分別アプリで動画公開

◆事業系ごみの適正な排出方法の周知

事業者向けのパンフレットの作成（3,000部）

事業系ごみの排出者責任や適正処理、リサイクル方法を周知する
 内 容：事業系ごみの排出方法、紙類の資源化や水分削減の啓発
 配布先：事業所、商工会議所、収集業者、関係課配架など



(A3 見開き 1枚)

◆10月の「3R推進月間」及び「食品ロス削減月間」に併せた普及啓発

使い捨てプラスチック削減のためのキャンペーンを実施

使い捨てプラスチック類を削減するため、マイバッグやマイボトルを推奨する

展示コーナーの活用による啓発

3R（リデュース・リユース・リサイクル）と食品ロス削減を推進するため、市役所本庁舎やひと・ほんの庭にこっと展示コーナーで啓発を行う

- | | |
|-------------|----------------------------|
| リデュース（発生抑制） | 食品ロス削減、使い捨てプラスチックの使用削減 |
| リユース（再使用） | 詰め替え商品使用の推進、リサイクルショップの利用促進 |
| リサイクル（再生利用） | 適正な分別方法の周知 |

◆ごみ分別ガイドブックの改訂

令和2年2月28日に全戸配布（80,800部）

- [主な改訂内容]・食品ロス削減・レジ袋削減・雑がみ事典など啓発内容を追加
・台風など災害時のごみの出し方について



日本語版	75,000部
ポルトガル語版	4,000部
英語版	1,000部
ベトナム語版〈新規〉	800部

◆ごみ減量・リサイクル啓発DVDの更新

イベントや自治会等で啓発に使用する啓発DVDの更新（20枚配付）

- 「主な変更内容」・年度毎のごみ排出量
・プラスチック製容器包装の出し方
・食品ロス削減のためにできること



◆レジ袋削減表示プレートの設置依頼

- ・レジ袋削減啓発プレートを200個作製し、レジ袋削減協力店（35店舗）、コンビニエンスストア及びドラッグストア等へ設置依頼（176個）
- ・レジ袋削減協力店へ設置後のアンケートを実施



◆3R推進月間及び食品ロス削減月間の普及啓発

マイバック持参及び食品ロス削減キャンペーンの実施

実施日：10月17日（木）

実施場所：アピタ磐田店ほか5店舗

実施者：いわた消費者協会、ごみ対策課、経済観光課

内容：マイバックの推奨・食品ロス削減の呼びかけ、啓発グッズの配付（600個）



◆教室開催・イベント出展等による啓発

食品ロスゼロ・クッキング教室の開催

- 実施日：令和元年8月21日（水）
場 所：池田交流センター
対 象：市内在住の小学生と保護者（4組10人）
内 容：①食品ロスについて知ろう
②食材を無駄にしない調理をしよう
③残さずおいしく食べきろう



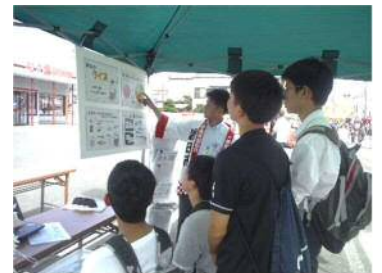
食材使いきりレシピの作成

- ・軽トラ市で配付
 - ・アプリやクックパッド「イワタノゴハン」へ掲載
- ※クックパッドとは…インターネット上の料理レシピ掲載サイト



いわた駅前軽トラ市へ出展 ブース来訪者約90名

- 実施日：9月8日（日）
内 容：①ごみの分別に関する相談窓口を開設
②食品ロスの現状と削減方法について
③雑がみ回収の推奨



産業大学学園祭への出展

- 実施日：令和元年11月16日（土）ブース来訪者約220名
内 容：マイバックの推奨、食品ロスの削減、雑がみ回収の推進



市役所本庁舎1F展示コーナーの活用

- 実施日：令和元年12月16日～令和2年1月10日
内 容：食品ロス削減について（食べきりレシピ20枚配付）



530（ごみゼロ）の日を啓発

- 実施日：令和元年5月30日（木）
内 容：「530の日」に、市内小学5年生を対象に環境学習として実施しているアースキッズ事業の中で、食品ロス削減について啓発を実施



◆ごみ分別アプリの活用

- ・ベトナム語のごみ分別検索機能の追加（3月実施）
- ・ごみ分別検索機能へ問い合わせの多い分別品目の追加
- ・ごみ分別ガイドブック改訂による分別検索の変更（3～4月実施）

利用者数：33,401名（令和2年1月末）



◆使い捨てライターのリサイクル開始

リサイクルステーション回収品目の追加（4月から実施）

- ・使い捨てライターのリサイクル 1月末：110kg回収



【現在の回収品目】

空き缶・空きびん・ペットボトル・廃食用油、プラスチック製容器包装
蛍光管、乾電池、古紙（新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール）、古着類

◆印刷物での啓発

- ・家庭ごみ収集カレンダー（2月28日にごみ分別ガイドと一緒に全戸配付）
- ・広報いわた
 - 6月号 …埋立ごみの出し方、硬質プラスチックの出し方、古紙等資源集団回収奨励金の紹介
 - 7月号 …教室参加者募集、生ごみの減量について、堆肥化容器購入補助お知らせ
 - 8月号 …PCB含有安定器訪問調査のお知らせ
 - 12月号特集…レジ袋の削減、マイバッグ持参の推進について
 - 1月号 …埋立ごみの出し方、スプレー缶の出し方
 - 3月号 …平成30年度のごみの排出状況、可燃ごみに混入される金属類について
リサイクルステーションの移設について

◆ごみ排出困難者対策について

ごみ排出困難者への対策について、情報収集を行った。

- ・高齢等でごみ排出が困難な方の状況調査を行う（関係課）
- ・県内他市実施制度の把握（県内22市）
- ・先進自治体への視察（海老名市・町田市）

リサイクルステーション（資源ごみ回収所）の移転について（お知らせ）

日頃、磐田市クリーンセンターの運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ゴールデンウィークや年末等に磐田市クリーンセンターの敷地内が大変混雑し、車両による事故が心配されることから、安全に施設をご利用いただくため、敷地内に設置しているリサイクルステーションを旧クリーンセンター敷地内のごみ対策課分室へ移転いたします。



○移 転 日 令和2年4月1日から

○回収する品目 古紙、古着、空き缶・びん、ペットボトル、蛍光管、乾電池、
廃食用油、使用済スプレー缶、使い捨てライター、
プラスチック製容器包装、パソコンなど

○開 設 日 時 月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時
第一日曜日 午前9時～11時

※回収する資源ごみの種類や開設時間等に変更はありません。